



PulaLa

## さいたま暮らしの情報誌

Information for Living in Saitama City  
Folleto de Información de Vida en Saitama

No. 52 (JUL. 2016)

ルールとマナーを守って安全運転・自転車

Following Rules and Manners for Bicycle Safety

Observar las Reglas y Modales para la Seguridad de los Ciclistas



違反です!!

危険と分かっているのだけれど・・・  
つい、していませんか？You're breaking  
the law!You know it's dangerous...  
...but do you do it anyway?

¡Es una infracción!

Sabe que es peligroso...  
¿...pero sin embargo lo hace?

TEL : 048-813-8500  
 FAX : 048-887-1505  
 E-mail : iec@stib.jp  
 URL : <http://www.stib.jp/kokusai>

**【発行元】** 公益社団法人さいたま観光国際協会 (STIB) 国際交流センター  
 場所：さいたま市浦和区東高砂町11-1 コムナーレ9階 (JR浦和駅東口 浦和パルコ上)  
**【Published】** The Saitama Tourism and International Relations Bureau(STIB),  
 International Exchange Center (IEC)  
**【Place】** Comunale F9 (JR Urawa Stn East Exit, above Parco), Higashi Takasago-cho 11-1, Urawa-ku, Saitama City  
**【Publicado por】** Buró para el Turismo y las Relaciones Internacionales de Saitama (STIB)  
 Centro de Intercambio Internacional  
**【Domicilio】** Piso 9 de Comunale, 11.1 Higashi-Takasago-cho, Urawa-ku, Saitama

自転車は、買い物、通勤・通学と手軽に利用できる「軽車両」です。子どもから大人まで毎日の生活を便利にしてくれます。こんなに便利で、気軽な自転車ですが、自転車が関わる交通事故が多発しております。そこで、2015年6月より道路交通法が一部改正され、「自転車運転者講習」制度ができました。14の危険行為を3年以内に2回以上摘発されると、3時間の「自転車運転者講習」の受講が命じられます。加害者にならないために、被害者にならないために、安全に乗るための「ルールとマナー」を身につけて安全に快適に乗りましょう。

自転車安全利用五則を守りましょう！

1. 自転車は車道が原則、歩道は例外  
車道では、前後左右の自動車の動きに注意しましょう。

2. 車道は左側を通行  
車道の左端に沿ってはしりましょう。

3. 歩道は歩行者優先で、車道寄りを徐行  
歩行者の通行を妨げるおそれがあるときは、一時停止をしなければなりません。



4. 安全ルールを守る  
飲酒運転・二人乗り・並進の禁止

自転車も「飲んだら乗らない」「乗るなら飲まない」を守りましょう。  
夜間はライトを点灯

5. 子どもは、ヘルメットを着用  
児童・幼児に自転車を運転させるときはヘルメットをかぶらせましょう。

自転車人身交通事故の8,576件の内86.4%に自転車の違反があります。  
その中で34.3%は安全不確認による事故です。(2015年)



安全運転を身に付けるために  
さいたま市では小学校3年・4年時に自転車安全運転の授業をしています。

安全運転授業の内容

基本の例：車両が左側通行の日本では、自転車は左側から乗ります。  
(規則として決められています。)

手軽な乗り物の自転車ですが、被害者・加害者にならないために日頃から安全運転を！！

※ この情報誌は1,691部作成し、1部当たりの作成費用は、6円です。